明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（七六）　七
○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（七七）　二
○特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（七八）　三
○災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（七九）　四
○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（八〇）　五
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（八一）　六
〔政　令〕
○道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（一七二）　三〇
○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一七三）　三
○道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（一七四）　三
〔府　令〕
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　三
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（同四一）　三
〔省　令〕
○出納官吏事務規程の一部を改正する省令（財務五一）　三
○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令（同五二）　三
○特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）　三
○社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程及び国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（同一〇七）　三
〔告　示〕
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（内閣府七六）　三
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委二九）　三
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（総務二〇三）　三
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（厚生労働二三七）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、地震保険基準料率届出、日本弁護士連合会公示送達関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（法律第七六号）（総務省）

1　投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設

投票人名簿及び在外投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度を廃止し、次のように閲覧できる場合を明確化、限定するなどした新たな閲覧制度を創設することとした。（第二九条の二及び第二九条の三等関係）

㈠　投票人名簿の抄本等の閲覧をできる事由を法律上明記すること。

㈡　閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認められるときは、閲覧を拒むことができるものとすること。

㈢　不正閲覧対策に関する措置（罰則や過料を含む。）を法律上規定すること。

2　「在外選挙人名簿」への登録の移転の制度（出国時申請）の創設に伴う国民投票の「在外投票人名簿」への登録についての規定の整備

出国時に市町村の窓口で在外選挙人名簿への登録を申請できる制度（出国時申請）が新たに創設されたが、これを利用して、国民投票の投票日の五〇日前の登録基準日直前に出国した場合に、国民投票の在外投票人名簿に反映されない場合があり得ることから、この「谷間」を埋めるための法整備を行うこととした。（第三五条関係）

3　共通投票所制度の創設

投票の当日、市町村内のいずれの投票区に属する投票人も投票することができる共通投票所を設けることができる制度を創設することとした。（第五二条の二関係）

4　期日前投票関係

㈠　期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加することとした。（第六〇条第一項関係）

㈡　開始時刻（午前八時三〇分）の二時間以内の繰上げ及び終了時刻（午後八時）の二時間以内の繰下げを可能とすることとした。（第六〇条第六項関係）